

船川港クルーズ船寄港促進動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、船川港クルーズ船寄港促進動画制作業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

船川港クルーズ船寄港促進動画制作業務

(2) 業務目的

本業務は、男鹿市の名所・観光施設、現地ならではの体験といった魅力をより印象深く伝えるために、ストーリー性の高いプロモーション動画を制作し、船川港へのクルーズ船寄港や寄港時における市内周遊ツアーの造成の促進を目的とする。

(3) 業務内容

船川港クルーズ船寄港促進動画制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 担当課

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課エネルギー・商工港湾班

電話：0185-24-9143 FAX：0185-24-9159

E-mail アドレス：syoukou@city.oga.akita.jp

(6) 委託金額

上限金額は、3,401,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 過去5年間に地方自治体及び団体、企業等に対する当該業務と類似した業務、または観光系の映像制作業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われていないこと。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定

に基づく破産開始の申立てが行われていないこと。

- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (6) 男鹿市暴力団排除条例（平成 23 年男鹿市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。

4 スケジュール

令和 8 年 4 月 30 日(木)	公募開始
同年 5 月 14 日(木)	質問書提出期限
同年 5 月 20 日(水)	質問に対する回答
同年 5 月 28 日(木)	参加表明書、企画提案書等提出期限
同年 6 月 4 日(木) (予定)	ヒアリング・審査
同年 6 月中旬 (予定)	選定結果公表・契約締結

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限
令和 8 年 5 月 14 日（木） 17 時（必着）
- (2) 様式
質問書（様式第 7 号）
- (3) 提出先
「2 委託業務の概要」に記載する担当課
- (4) 提出方法
電子メール
提出した場合は、その旨を担当に電話で連絡すること。
- (5) 回答
令和 8 年 5 月 20 日(水)までに、男鹿市公式ホームページに掲載する。

6 参加表明書類及び企画提案書等の提出等

- (1) 提出期限
令和 8 年 5 月 28 日（木） 17 時（必着）
- (2) 提出場所
「2 委託業務の概要」に記載する担当課
- (3) 提出書類
次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 参加表明書（様式第 1 号）
 - ② 会社概要（様式第 2 号）
 - ③ 類似業務の実施実績（様式第 3 号）

- ④ 企画提案書（様式第 6 号）
 - ⑤ 企画・提案の内容（任意様式）
 - ⑥ 見積書（任意様式）
- (4) 提出方法
- ①～③は 1 部、④～⑥は 9 部を担当課へ持参又は郵送すること。また、①～⑥を PDF 化して電子メールで担当課へ送信すること。

7 参加表明及び企画提案に関する留意事項

- (1) 実施要領の承諾
- 参加表明書類の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用の負担
- 参加表明書類の提出及び提案に関する費用は、参加表明者の負担とする。
- (3) 使用言語及び単位
- 提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (4) 企画提案書
- A 4 用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。内容は「11 評価項目及び審査基準」の視点に沿って記載すること。
- (5) 見積書
- ① 見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額としないものとする。
 - ② 見積金額の内訳は、できるだけ詳細かつ具体的に記載すること。
 - ③ 提出された見積金額が上限金額を超えている場合は、失格とする。
- (6) 提出書類の取り扱い
- 提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容及び採用、不採用にかかわらず返却しない。
- (7) 提供資料の取り扱い
- 市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (8) 情報公開
- 提出された書類は、男鹿市情報公開条例（平成 17 年男鹿市条例第 9 号）に基づき、情報公開の対象となる。
- (9) 提出後の追加及び変更
- 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (10) その他
- 本要領に定めるもののほか、提案に当たって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。
- また、企画提案書類に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。

8 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書類を提出した者に対し、その内容を審査し、参加資格決定通知書（様式第4号）又は参加資格不決定通知書（様式第5号）を電子メールにより通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（祝日等を除く。）に、書面により説明を求めることができる。本市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は失格とする。

9 参加表明後の辞退

参加表明書類提出後に参加を取りやめる場合は、参加辞退届（様式第8号）を郵送又は電子メールにて提出すること。なお、提出済みの書類は返却しない。

10 企画提案の審査

(1) ヒアリング

① 実施日

令和8年6月4日（木）（予定）

※ 日時等の詳細については、提案者に対し別途電子メールにより通知するものとする。

② ヒアリング内容

事前に提出された企画提案書等について、本市が設置する審査委員会の委員が提案者から説明（15分程度）を受けた上で、説明に対する質疑応答（10分程度）を行う。なお、追加資料等の配布（企画提案書等の差替を含む。）や掲示は認めない。

③ 注意事項

- ・ 提案書の説明員は2名以内とする。
- ・ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は本市所有の機材を使用するものとする。パソコンは提案者が持参するものとする。
- ・ 各提案者は、他の提案者の提案を傍聴することはできない。

(2) 契約候補者の選定

企画提案に対するヒアリングを踏まえて審査委員会による審査を行い、「11 評価項目及び審査基準」の配点により採点し、評価点数の合計が最高点の者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が2者以上いた場合は、再評価を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果及び評価ポイントごとの評価点数（契約候補者以外は社名を除く。）を電子メールにより通知するとともに、男鹿市公式ホームページに掲載する。

11 評価項目及び審査基準

審査項目	評価ポイント	配点
業務理解 地域理解	・男鹿市の地域性や本事業の趣旨を正しく理解し、業務全体の基本的な考え方が明確に示され、その内容が適切であるか。	10
業務実績	・本業務に類似した広告映像制作実績（観光系の映像制作実績を含む。）を十分保有しており、業務を遂行するために必要な知識・知見を有しているか。	10
実施体制 業務計画	・映像制作の経験が豊富にある人材や、企画・脚本等を行う人材が配置されており、提案内容が履行できる組織体制及びスケジュールか。	10
企画提 案内容	・男鹿市の魅力が十分に表現され、印象深く伝わる企画、構成となっており、本業務の目的を達成することが期待できるか。	30
	・男鹿市にあまり関心のない者が見ても、興味を喚起する、また、理解しやすい創意工夫がされているか。	20
	・具体性の高い提案内容か。	10
見積金額	・提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。	10
合 計		100

12 契約締結

(1) 契約交渉

第1位の候補者との協議が不調となったと男鹿市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

(2) 契約の締結

第1位の候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約締結する。なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。また、受託業務内容は提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

13 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、男鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年男鹿市条例第25号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じること。

(2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

① 本業務の受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託してはならない。

② 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、業務先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 本プロポーザルに係る提出書類については、すべて押印不要とする。

14 問合せ及び書類提出先

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課エネルギー・商工港湾班

電話：0185-24-9143 FAX：0185-24-9159

E-mail アドレス：syoukou@city.oga.akita.jp